

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化する。

めざせ、均等待遇。なくそう差別！ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

# 祝、新任・転任

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙 「みらい」  
NO. 3643  
16年4月5日(火)  
・Fax 095-828-1953



おはようございます。  
先週の土曜日、数年ぶりとなる組合花見を立山公園で行ないました。満開の夜桜がとてもきれいでした。  
(次号で報告します)

さて新年度がスタートしました。長崎中央局にも、局長をはじめとした転入の方や新規採用となった方が来られました。  
特に新しく採用された方には、右も左もわからない事・初めての事ばかりで戸惑うことと思いますが、長中局には親切な社員が大勢います。仲間を頼り、無理をせず一緒にがんばりましょう。

## 第9回新賃金交渉報告

郵政ユニオン中央本部は、2月10日の新賃金要求書を提出して以降、今日まで9回の交渉を積み重ねてきました。

3月10日に第1次回答、3月17日には最終回答を受け、翌3月18日に開催した第8回賃金交渉で郵政ユニオンとして見解を主張しましたが、会社側から「ギリギリの判断」「最終回答」という回答は変わりませんでした。

そして25日に第9回の交渉を行い、「労働契約法18条に基づく期間雇用社員の無期転換制度」については継続扱いとした上で、16春闘での要求書は整理しました。内容は以下のとおりです。

1 会社からのコメント  
前回、組合からの強い再考要求があり、持ち帰り検討をしました。結果は、前回の回答がぎりぎりであり、

これ以上の上積みは困難である。今後、会社の業績が向上すれば、処遇の見直しを検討していく。

2 会社からのコメントを受けて組合から主張

会社から検討結果を受けて、賃金引上げ均等待遇要求、夏期一時金における特別加算、有期雇用から無期雇用の転換について主張

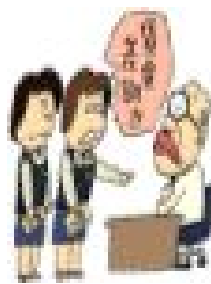
3 組合としての判断

本部は、要求との乖離、対立部分が多く、甚だ不満で納得できるものではないが、これ以上交渉を積み重ねても前進が期待できないことから、有期雇用から無期雇用への転換部分は除き、本日をもって整理とし、とりわけ期間雇用社員の処遇改善については、年間を通じて検討していくことを強く要請し、新賃金交渉を終了する。以上です。

補足として「均等待遇要求」と「有期雇用から無期雇用の転換」についてユニオンの主張と会社からの回答を報告します。



1、均等待遇要求  
要求では休暇や手当について正社員と同様とすることを求めた。しかし、回答は「経営環境、経営状況がきびしい」との理由で私たちの要求にこたえるものにならない。



今回、昨年度の育児・介護支援施策の拡充・期間雇用社員等の福利厚生面からの処遇改善に続き、今年度は育児時間を合算して一括取得できるよう制度改正を行うとの回答があった。郵政ユニオンとしては一歩前進ととらえている。  
期間雇用社員のみなさんの労働条件の改善については年間を通じて検討していくよう強く求めます。

2、有期雇用から無期雇用の転換について  
無期転換の申し込みが可能となる時期を法律に基づき「2018年4月」から「2016年10月」に前倒したことは評価する。郵政ユニオンは労働契約法改正に伴う要求書



については、2012年10月25日にグループ各社に提出して以降、無期転換制度については新賃金要求書の回答で、「まとも次第提示する」ということになっていました。  
前回交渉で問題点については指摘し主張しましたが、新賃金交渉の中で論議するには時間的制約があるが、実施時期も迫っていることを念頭に対応していきたいと考えている。

郵政ユニオンは、「2016年4月1日以降の賃金引き上げ要求」について、会社の姿勢は要求との乖離、対立する部分が多く、甚だ不満であり、到底納得できるものではない。しかしこれ以上交渉を積み重ねても進展が期待できないことから、有期雇用から無期雇用への転換部分は除き、本日(3月25日)をもって整理とし、とりわけ期間雇用社員の処遇改善については年間を通じて検討していくことを強く要請し、新賃金交渉を終了しました。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。